

平成20年8月13日

公文書管理の在り方等に関する有識者会議

座長 尾崎 護 様

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会

会長 村田 茂

公文書管理の在り方等に関する有識者会議 中間報告

「時を貫く記録としての公文書管理の在り方」～今、国家事業として取り組む～  
に対する意見書

このたび、7月1日に公表された中間報告「時を貫く記録としての公文書管理の在り方～今、国家事業として取り組む～」(以下中間報告)に対し、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会は、専門家団体として、また利害関係者団体の立場から、今回の中間報告が出されたことを歓迎します。

私たちは、中間報告の1. 基本認識や2. 公文書管理の改革目標に共感します。その観点から中間報告全体の内容を検討・集約し、別紙意見書に取りまとめました。10月に予定されている最終報告に盛り込むよう、切に要望します。

なお、私たち全国歴史資料保存利用機関連絡協議会(全史料協)は、歴史資料として重要な価値を有する公文書その他の記録について、散逸を防止し、国民の共通の財産として後世に伝え、保存し利用に供することを目的として、全国の地方公文書館をはじめとする資料保存機関や行政の文書管理担当者等で構成する専門家団体です。昭和51年の設立以来、一貫して文書の保存管理の改善向上を目指し、昭和62年の公文書館法成立にあたっては中心的な役割を担い、また、地方公共団体における公文書館等の充実及び設立を支援し、公文書館業務についての入門的研修や専門的研究セミナーを数多く開催するなどの日常活動を積み重ね、国内外における専門的な活動を展開してきました。去る5月12日には、要望書を上川陽子公文書管理担当大臣(当時)に提出したことを申し添えます。

(別紙)

# 意見書

公文書管理の在り方等に関する有識者会議 中間報告

「時を貫く記録としての公文書管理の在り方」

～今、国家事業として取り組む～

平成20年8月13日

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会

## 1 文書管理に関する法の制定と施策の確立

公文書管理の今後の在り方及び国立公文書館制度の拡充等に向け大きな前進がはかられたものと評価します。

(1) 公文書管理担当機関の在り方としては、内閣に属し、強力な権限を有する、独立した特別の機関として、行政府、立法府、司法府の文書管理全体を例外なく統括する司令塔として、「国立公文書記録管理院」（仮称）を設置することを提案します。

(2) 公文書管理のあるべき姿が示されたことに敬意を表します。専門家団体として、また利害関係者団体として、次のように考え、実現を要望します。

① 「ゴールド・モデル」に現用文書の「作成・整理・保存」を記述されたことに敬意を表します。私たちの経験から、文書作成・管理は業務遂行と非常に深い関係があると承知しております。法制化にあたり、公文書の作成、整理、保存、利用の実務の実態は、うまくいっているところもそうでないところも含め、より丁寧に表示して頂きたい。

② 公文書の移管については、地方の公文書館運営で多くの経験が蓄積されています。これを踏まえるなら、何らかの移管義務規定を導入することが必要です。したがって、公文書管理担当機関に公文書の移管・廃棄に関し強力な権限を付与することが適切であると考えます。

③ 公文書管理担当機関が権限をもって保存期間満了後の措置を決める仕組み(レコード・スケジュール)は、ぜひとも国レベルでの導入を実現していただきたい。

(3) 新しい制度がよりよいものとなるために、次の各点について検討と補強を要望します。

① 情報公開法と公文書管理法（仮称）との関係を明確化するように求めます。

② 国の地方支分部局の文書管理と移管先に関する具体的な規程の設定

③ 文書主義にのっとった文書の取扱いに関する罰則規定の設定

④ 文書の秘密指定、秘密解除などのルール化

⑤ 電子文書の作成・管理・保存方法の設定

(4) 公文書管理を国家事業として取り組むなら、地方公共団体の役割も非常に重要です。地方公共団体における公文書の作成、整理、保存、利用が適切かつ円滑に進展するよう、次の事項について最終報告に盛り込むよう希望します。

① 公文書管理法（仮称）を、現在地方公共団体が個々に作成している文書管理規則等の根拠法として位置づけること

② 地方公共団体が設置する公文書館等の維持運営に対する財源措置（交付税措置）を求めること

## 2 アーカイブズ(記録資料)の保存利用機関設置促進の法的整備と施策の確立

国の歴史説明責任を全うするためには、公文書の管理保存公開だけでは万全ではありません。中間報告において、引き続き検討すべき事項とされている民間所蔵の歴史的文書のほか、企業、病院、学校、その他の団体や個人が保存してきているアーカイブズの保存継続、ならびに保存利用機関設置及び、既存保存利用機関への受入れの根拠をあたえる文書基本法（仮称）の制定の制度整備を希望します。

## 3 専門職員の養成及び資格認定制度の確立

私たち全史料協の年来の主張は、制度を支える人材の養成と確保です。

については、当面の専門職員の確保対策と中期的な養成・資格認定制度について次の事項を提案します。

- ① 当面の専門職員の確保対策として、一定の研修を修了した現職者を有資格者（専門職員）と認定し、国と地方公共団体への配置を急ぐとともに、認定後の研修を義務付け、併せて、公文書館法の「当分の間、専門職員を置かないでも良い」という附則を削除すること
- ② アーキビストの養成は、その専門分野に関する学術研究活動を基盤に置くとともに、国民に開かれた教育システムのもとで行うこと
- ③ 養成制度の整備とあいまって、専門職資格制度を設け、生涯にわたる研修を義務付けること

## むすびにかえて

私たち全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）は、歴史資料として重要な価値を有する公文書その他の記録について、散逸を防止し、国民の共通の財産として後世に伝え、保存し利用に供することを目的として、全国の地方公文書館をはじめとする資料保存機関や行政の文書管理担当者等で構成する専門家団体です。昭和 51 年の設立以来、一貫して文書の保存管理の改善向上を目指し、昭和 62 年の公文書館法成立にあたっては中心的な役割を担い、また、地方公共団体における公文書館等の充実及び設立を支援し、公文書館業務についての入門的研修や専門的研究セミナーを数多く開催するなどの日常活動を積み重ね、国内外における専門的な活動を展開してきました。去る 5 月 12 日には、要望書を上川陽子公文書管理担当大臣（当時）に提出したことを申し添えます。

以上